

苫小牧市ひとり親家庭学習支援事業東部及び西部会場運営委託業務仕様書

1 目的

精神面や経済面で不安定な状況にある母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」をいう。）の児童に対し、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援を行うことで、学力の向上及び生活の安定を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 対象者

次の各号に掲げる要件を満たす児童とする。

- (1) 苫小牧市内に住所または居所を有する中学生であること
- (2) 児童扶養手当受給または所得がこれに相当する世帯であること
- (3) 学習支援を受ける意思を有すること

4 業務内容

受託者は、次の各号に掲げる業務を行う。また、受託者は、提案限度額内で実行可能な独自の取り組み、工夫を追加できるものとする。

- (1) 講師等（以下「支援員」という。）による学習支援及び相談。なお、学習支援教科は原則として、国語、数学、英語とする。
- (2) 支援員による高校等の進学に関する情報の提供及び相談支援
- (3) 支援員による交流活動等を通した基本的な生活習慣の習得支援及び生活指導
- (4) 年3回（5月～7月、8月～10月、11月～1月に各1回）、対象者同士の親睦を深めるレクリエーションの開催
- (5) 年1回以上、対象者へ事業効果を測るアンケートの実施及び報告
- (6) 苫小牧市（以下「市」という。）が開催する会議、調査等への参加及び協力

5 定員

東部及び西部会場の定員は各15名とする。

6 実施会場

実施会場は、市が指定する施設、または次に掲げる要件を満たす市内の施設とする。また、施設使用にかかる使用料等は受託者が負担するものとする。

(1) 市が指定する会場

東部会場：沼ノ端コミュニティセンター

集会室及び和室（はなしょうぶ）（予定）

西部会場：のぞみコミュニティセンター

講習室及び美術工芸室（予定）

(2) 会場要件

ア 東部会場は幌内川より東側であること、西部会場は苦小牧川より西側であること

イ 公共交通機関を利用して通うことが可能であり、各中学校区から交通の便に偏りが少ないこと

ウ 安定的な事業の実施が可能であること

エ 良好な衛生環境にあり、かつ、安全性及びプライバシーが確保されていること

オ 事業の実施に必要な設備を有すること

7 実施日及び実施時間

初回実施日を原則4月18日とし、委託期間中40回程度実施するものとする。

(1) 実施日は、原則土曜日とする。ただし、学校の長期休業期間等についてはこの限りではない。また、とまこまい港まつり開催日、12月29日から1月3日は休みとする。

(2) 1回の実施時間は原則2時間30分とし、13時から17時の間に実施する。

(3) 支援実施時間帯に警報（大雨、洪水、暴風等）が発令されている場合や災害等のやむを得ない事情がある場合は、中止とする。また、中止や実施日時変更の連絡は、受託者から対象者及び保護者へ行うものとする。

8 実施体制

次に掲げる者を配置する。また、各号はそれぞれ兼務することができるものとする。

(1) 企画・運営、管理者及び支援員の募集・選定、資料や教材の作成、日時調整等の管理を行うコーディネーターを1名以上配置すること

(2) 実施会場に、支援員の指導・調整、会場運営に係る管理等の現場を統括する管理者を1名以上配置すること

(3) 実施会場に、ひとり親家庭の子どもが抱える不安やストレスに配慮でき

る支援員を必要数配置すること

9 業務計画書及び活動報告書等の提出

受託者は、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 契約締結後、仕様書等に基づき実施計画書を作成し、速やかに提出すること。
- (2) 毎月 15 日までに実施日ごとの活動報告書を市指定の様式で提出すること。また、当該年度の業務終了後に、進学状況報告書を翌年度の 4 月 15 日までに提出すること。

10 委託料の支払い

支払は、4 期（7 月、10 月、1 月、4 月）に分けて支払うこととする。また、受託者は支払期に基づき請求書を提出するものとする。

11 安全対策等

受託者は、対象者が安心、安全に事業に参加できるよう十分に配慮するものとする。また、事業実施中のトラブルや苦情及び事故等や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとし、処理経過等について市に速やかに報告するものとする。

なお、受託者は管理者及び支援員、対象者に次に掲げる保険に加入させるものとする。

- (1) 事業参加時や自宅と実施会場の往復時において、偶然に発生した予知できない事故等による死亡または傷害を補償するための傷害保険、またはこれに準ずる保険
- (2) 受託者が対象者やその他第三者に損害を与えた場合の損害を賠償するための損害保険、またはこれに準ずる保険

12 その他

受託者は、対象者世帯が困難な課題を抱えていることが判明した場合は、市へ情報共有を行うものとする。